

國學院大學学術情報リポジトリ

商法における条件表現

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 叶, 希 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001447

商法における条件表現

叶 希

論文要旨

外国人が日本企業で活躍するには、ビジネスに必要な日本語能力とテクニカルスキルなどのビジネススキルはもとより、ビジネスに関する法律の基礎知識を身につけることも必要であり、特に企業に関する法である商法^{しょうほう}を学ぶことはきわめて重要と考えられる。商法を学ぶためにはその条文を正確に読み取ることが第一歩であると思う。商法の中では、「場合」^{ばあい}と「とき」「ば」の3つの条件表現^{じょうけんひょうげん}の形式が多用されている。日本語の条件表現は他の言語ではあまり見られない多様な形式を有しているため、日本語学習者にとって理解が困難である。学習者に商法を正確に理解させるためには、商法の条文を考察対象として、商法の条件表現の様相を明らかにすることが必要であると考えられる。本稿は、商法における条件表現の使用状況を解明するために、商法の中心となる「商法」と「会社法」の2つの法律の条文を調査対象として、「とき」「場合」「ば」の3つの条件表現の形式の使用実態を探るとともに、用法の傾向について考察を加えた。

1. はじめに

ビジネスのグローバル化に伴い、多くの日本企業が高度な外国人人材の採用・育成を急いでいる。外国人が日本企業で活躍するには、ビジネスに必要な日本語能力とテクニカルスキルなどのビジネススキルはもとより、ビジネスに関する法律の基礎知識を身につけることも必要であり、特に企業に関する法である商法を学ぶことはきわめて重要と考えられる。商法を学ぶためにはその条文を正確に読み取ることが第一歩であると思う。

商法の中では、「場合」と「とき」「ば」の3つの形式の多用が顕著である。また、「場合」と「とき」の用法は、名詞としての意味「時点」、「ある時、状況」を表すというより、条件表現と近い意味を表している。日本語の条件表現は他の言語ではあまり見られないさまざまな形式を有しているため、日本語学習者にとって理解が困難である。学習者に商法を正確に理解させるために、商法の条文を材料とし、実態調査を行って、「とき」と「場合」「ば」を中心に、商法の条件表現の様相を明らかにすることが必要であると考えられる。

そこで、本稿は、商法における条件表現の使用状況を解明するために、総務省法令データ提供システム⁽¹⁾を利用し、商法の中心となる「商法」と「会社法」の2つの法律の条文を調査して、「とき」「場合」「ば」の3つの条件表現を中心に考察を行う。まず、「商法」の口語化された条文と「会社法」の条件表現の使用状況と用法の傾向を探る。次に、「商法」の文語体の条文の条件表現の用法を考察して、口語体の条件表現の形式との対応関係及び使用傾向の違いを明らかにする。

2. 商法の定義と構成

商法の定義と分野について、伊藤（2015）は「商法には、形式的意義の商法と実質的意義の商法と2つの意義がある。形式的意義の商法とは、「商法」という法律を意味する。一方、実質的意義の商法は、一般的に、企業に関する法律といわれている。その中心となる法律は、会社法、商法、手形法、小切手法の4つである。」（1頁）と説明している。本稿では、その中の「商法」と「会社法」の2つの法律を考察対象とする。

また、「商法」と「会社法」の構成について、伊藤（2015）は以下のように説明している。

「商法」という法律は1899年（明治32年）の制定以降、大規模、小規模の改正を重ねて現在に至っている。「商法」は第1編総則（1条－32条、33条－500条は削除）、第2編商行為（501条－628条、629条－683条は削除）、第3編海商（684条－851条）で構成されている。この中、1条－540条（33条－500条は削除）は2005（平成17）年に口語化されたが、541条～851条（629条－683条は削除）は文語体である。

「会社法」は2005年に大幅な改正を受けた。従来は、商法の中に会社法に関する規定がおかれ、さらに有限会社という特別法も規定されていた。この改正は、商法の中から会社に関する規定を独立させ、会社法という独立の法律とした。「会社法」は第1編総則、第2編株式会社、第3編持分会社、第4編社債、第5編組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転、第6編外国会社、第7編雑則、第8編罰則の8編で、全979条が構成されている。（3頁）

3. 先行研究

3.1 「とき」と「場合」について

3.1.1 「とき」と「場合」についての先行研究

「とき」について、塩入（1995）は『「ときは」「ときには」の両形式に仮定条件の用法が現れやすい』と指摘している。庵他（2000）には「ときは」について、「前件が成り立つ時には、後件の事態がよく起こる」「一種の条件表現」という説明になっている。

「場合」については、市川（2007）は、『「場合」は起こる可能性のあるいくつかの状況の中から一つだけを取り上げて、それを問題にするときに使う。起こりえる状況の中から一つだけを取り上げるという点では、『～たら』の意味合いを持つ。このときは『～場合は』になることが多い。』（442頁）と説明している。

以上の先行研究が指摘しているように、「とき」と「場合」は条件を表す場合があることが明らかである。

3.1.2 法律用語辞書類の記述

『図解による法律用語辞書』 自由国民社 2013補訂4版追補版

「場合」も「とき」もどういうことがあったらどうするという仮定的条件を表すことばで普通の用例では意味上の差はない。法定上も、一般的には区別をつけずに「申告した場合」とも、「申告したとき」とも混用されている。仮定的な条件が二つ重なる場合は、大きい方の条件に「場合」を、小さい方の条件に「とき」を用いることになっている。（859頁）

『法律類語難語辞典』 新版 林 大（編集）山田 卓生（編集） 有斐閣 1998年

「とき」と「場合」は、いずれも、仮定の条件が一個の場合に用いられるが、その用いられる前後の文章の関係からその都度の語感でいずれか選択されており、特別の差はない。どちらかという、「場合」は重々しいニュアンスがあると言えよう。これに対して、仮定の条件が二個重なるときは、大きな条件に「場合」を、小さな条件に「とき」を用いる。（171頁）

法律用語辞書の記述をまとめると、法律では、「とき」と「場合」は、いずれも仮定の条件を示すことばで、特別の差はない。一方、この2表現の違いとしては、仮定の条件が2つ重なる場合、大きな条件を「場合」で表し、小さな条件を「とき」で表すのが通例であることと、「とき」と比べると「場合」は重々しいニュアンスがあることがあげられる。

3.2 法律条文における条件表現についての研究

法律条文における条件表現についての研究は、中村（2014）があげられる。中村（2014）は「場合」が構成する条件表現、「とき」が構成する条件表現、仮定形+「ば」で構成する条件表現、重なって現れる条件表現の4分類にわけて、日本国憲法の条件表現の様相を解明した。本稿では、中村（2014）の分類と定義を参考にしながら、考察を行う。

4. 口語化された「商法」と「会社法」における条件表現

口語化された「商法」の条文と「会社法」の条文に見られる条件表現について考察していく。「商法」の条文の1条-540条が2005（平成17）年に口語化されたが、33条-500条が削除されたので、本章では、「商法」の1条-32条と501条-540条、計72条の条文及び「会社法」の全979条を考察対象とする。

4.1 口語化された「商法」と「会社法」における条件表現の使用状況

口語化された「商法」と「会社法」における条件表現の使用状況を明らかにするために、「とき」「場合」「と」「ば」「たら」「なら」「ては」の7つの条件表現を取り上げて、総務省法令データ提供システムを利用し、口語化された「商法」の条文と「会社法」の条文の電子データを検索した。各条件表現の形式及び用例数を表1に示す。

表1 「商法」と「会社法」の条文における条件表現の使用状況

形式		商法	会社法	計
場合	場合は	0	106	106
	場合には	10	573	583
	場合において	14	413	427
	場合においては	1	84	85
	場合を除き	3	57	60
	場合に限り	1	21	22
	計	29	1254	1283
とき	ときは	61	1176	1237
	ときを除き	0	5	5
	ときに限り	0	2	2
	計	61	1183	1244
ば	なければ	6	82	88
	すれば	0	23	23
	あれば	0	2	2
	計	6	107	113
計		96	2544	2640

口語化された「商法」の条文と「会社法」における条件表現の使用状況については、まず全体的に見ると、両方とも、「場合」、「とき」、「ば」の3つの条件表現が見られる。一方、「と」「たら」「なら」「ては」の4つの表現は皆無である。また、そのうち、「ときは」という形式が圧倒的に多く、「場合には」、「場合においては」の2つの形式も多用されている。しかし、「会社法」では、「場合」と「とき」は両方とも多用されているが、「商法」では、「場合」の用例は「とき」の半分にも至らない。

「場合」が構成する条件表現については、中村（2014）では、「場合には」「場合を除いては」「場合は」「場合において」の4つの形式があげられている。一方、「商法」と「会社法」の条文には、両方とも「場合には」「場合において」「場合においては」「場合を除き」「場合を限り」の5つの形式が見られるが、「会社法」に見られる「場合は」という形式が「商法」では用いられていない。また、中村（2014）があげている「場合を除いては」「場合に」の2つの形式は皆無である。

「とき」が構成する条件表現については、中村（2014）では、主に「ときは」について考察している。一方、「商法」と「会社法」においては、「ときは」も最も多用されているが、「会社法」の条文には「ときを除き」、「ときに限り」の2つの形式が僅かながら見られる。

「ば」が構成する条件を考察すると、「商法」には「なければ」という形式しか見られないのに対して、「会社法」には「なければ」「すれば」「あれば」の3つの形式が使用されている。

4.2 「場合」と「とき」について

4.2.1 「ときは」と「場合には」

まず、商法では多用されている「ときは」と「場合には」と2形式について考察していく。

条件形式「ときは」については、中村（2014）は「動詞の連体形に接続する『ときは』」、「動詞が完了の助動詞「た」の連体形を伴って接続する『ときは』」、「そのほかの連体修飾語につく『とき』（ないとき、のとき）」の3つの部分を中心に考察を行っている。

商法における「ときは」の使用状況はどうであろうか。「商法」に61例、「会社法」に1176例で、計1237例見られる。本稿では「ときは」の用例を上接語によって「辞書形」、「タ形」、「ている」、「～ない」（動詞の否定形）、「ない」（形容詞）、「～なかった」（動詞の過去否定形）、「～の」に7分類して、各形式の用例数を以下の表2に示す。

表2 「ときは」の上接語

上接語	商法	会社法	計
辞書形	14	636	650
タ形	32	326	358
ている	3	74	77
～ない（動詞の否定形）	4	72	76
ない（形容詞）	2	39	41
～なかった（動詞の過去否定形）	7	28	35
～の	0	1	1
計	61	1176	1237

全体的に見ると、「辞書形」と「タ形」が多用されているが、「商法」と「会社法」を比較すると、「商法」には、「辞書形+とき」より「タ形+ときは」のほうが多く見られるのに対して、「会社法」には、「辞書形+とき」のほうが多用されている。

次に、「場合には」を用いている条文は、「ときは」と同じく、上接語によって7分類した。各形式の数を以下の表3に示す。

表3 「場合には」の上接語

上接語	商法	会社法	計
辞書形	5	337	342
タ形	5	181	186
ている	0	8	8
～ない（動詞の否定形）	0	10	10
ない（形容詞）	0	3	3
～なかった（動詞の過去否定形）	0	1	1
～の	0	33	33
計	10	573	583

表3にあるように、全体的に「辞書形」が最も多く使用され、「タ形」がそれに次いで多用されている。ただし、「会社法」に7種類の上接語が見られるのに対して、「商法」には「辞書形」と「タ形」の2つの接続しか見当たらない。

さらに、「ときは」と「場合には」の2形式の上接語の傾向について比較する。両方とも「辞書形」の使用が最も多く、「タ形」も多く見られる。一方、相違点としては、「ときは」に比べて、「ている」に接続している「場合には」はまれである点と、「～の」に接続している「場合には」が33例見られるが、「ときは」は1例しかない点があげられる。

そこで、各接続について考察していく。まず、辞書形に接続する「ときは」について考

察する。中村（2014）では「動詞の連体形に接続する『とき』』として提示し、「時間的には、まだその段階に至っていない場面を想定して、それと限定するという表現」と定義している。辞書形に接続する「ときは」は仮説的な条件を表すと言えよう。

商法 第五条 未成年者が前条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。
 第五条は未成年が前条の営業を行うことは、頻繁に発生しないが、仮に行うとしたら、その登記をしなければならないと読み取ることができる。

次に、辞書形に接続する「場合には」の用例を見ていく。

商法 第十七条 営業を譲り受けた商人（以下この章において「譲受人」という。）が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

「商法」第十七条の「場合には」は「ときは」のときと同様であり、仮説的な条件を表している。第十七条は前件で「営業を譲り受けた商人が譲渡人の商号を引き続き使用する」ということを想定して限定していて、その条件のもとで、後件でどうするかについて規定する。

また、「場合には」の上接語には「規定する」と「掲げる」の多用が顕著であり、それぞれ97例と78例見られる。それらの用例の「場合には」は「ときは」の場合とは意味が異なると考えられる。たとえば、

会社法 第百七十一条5 第一項に規定する場合には、株式の質権者（登録株式質権者を除く。）は、同項第二号の日の前日までに、株券発行会社に対し、第百四十八条各号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。
 の「場合には」は「仮説的な条件」を表すというより、条文に掲げる状況または規定を前提条件として提示している。

一方、「規定する」と「掲げる」に接続している「ときは」はまれであり、それぞれ1例と4例見られる。しかも、5例とも「場合において」が構成する条文表現の中に、第二の条件表現として使用されている。

動詞のタ形に接続する「ときは」については、中村（2014）は「動詞が完了の助動詞「た」の連体形を伴って接続する「ときは」」として提示し、「しばしばそれに類することが発生しているが、そういうことが発生したとき、どう対処するかを述べる前提として想定している表現」と定義している。以下の「商法」第十条は、前件で「この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅した」という生じる可能性の高い事情を前提条件として提示して、後件には「当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をする」という対処法が示してある。

商法 第十条 この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。タ形に接続する「場合には」も起こる可能性の高い状況を限定し、前提条件として提示する場合に使用されている。

会社法 第六百七十条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合には、その解散後の清算持分会社の債権者は、当該清算持分会社に対し、当該財産の処分の方法について異議を述べることができる。

次に、「ている」に接続しているものを考察していく。「ときは」が「ている」に下接しているものが77例見られ、ほとんどは以下の「商法」第五百三十九条のように「～作成されているときは」として使用されている。それに対して、「場合には」は8例と少ない。しかも、8例とも「会社法」第三十七条2のように「単元株式数を定款で定めている場合には」として使用されている。「作成されているとき」と「単元株式数を定款で定めている場合には」は商法の慣用的な用法ではないかと推測される。

商法 第五百三十九条 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、次に掲げる請求をし、又は営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。

一 営業者の貸借対照表が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

会社法 第三十七条2 発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

以上の2つの用例の前件は、それぞれ、「営業者の貸借対照表が書面をもって作成されているなら、そのときは」、「発起人は、発行可能株式総数を定款で定めているなら、そのときは」と読み取ることができる。後件は、前件の状況のもとでは、どうなるかを述べている。

さらに、「ない」「～ない」「～なかった」に接続するものの用例を以下に示す。

商法 第一条2 商事に関し、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の定めるところによる。

商法 第五百二十四条 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、売主は、その物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。

商法 第五百三十一条 当事者が相殺をすべき期間を定めなかったときは、その期間

は、六箇月とする。

「商法」第一条2の「商慣習がないときは」は「商慣習がなかったら、そのときには」と言い換えることができる。「商法」の第五百二十四条の「受領することができないときは」は「受領することができなかったら、そのときには」、第五百三十一条の「期間を定めなかったときには」は「期間を定めなかったら、そのときには」と解することができる。いずれも前件である状況を想定して、後件でどうなるかまたはどう対処するかを規定している。また、「ない」「～ない」「～なかった」に接続する「場合」の用法は「とき」とほぼ同様である。

さらに、「～の」に下接しているものについて考察していく。「場合には」が「～の」に接続しているものが、33例見られ、いずれも前の条文に掲げる状況または規定を取り上げて、前提条件として提示している。たとえば、以下の「会社法」第百九十六条2は前項の「株式会社が株主に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない」という状況を「前項の場合には」で提示して、以下それに対する補足的な説明を述べている。

その一方、「～のときは」は第四百二十条の1例しか見られず、条文に掲げる規定を前提条件として提示するものではない。

条文に掲げる事情と規定を前提条件として提示する場合、「とき」より「場合」を選択する傾向があると考えられる。この原因は、『法律類語難語辞典』に記述されている「場合は重々しいニュアンスがある」にあるのではないかと推測される。

会社法 第百九十六条 株式会社が株主に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、株式会社は、当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない。

2 前項の場合には、同項の株主に対する株式会社の義務の履行を行う場所は、株式会社の住所地とする。

会社法 第四百二十条 取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない。この場合において、執行役が一人のときは、その者が代表執行役を選定されたものとする。

4.2.2 「場合においては」と「場合において」

「場合においては」という形式は「商法」に1例、「会社法」に84例見られ、いずれも「この場合においては」の形で使用されている。

会社法 第七十一条 全部取得条項付種類株式（第百八条第一項第七号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。以下この款において同じ。）を発行した

種類株式発行会社は、株主総会の決議によって、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。この場合においては、当該株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

「会社法」第百七十一条では、前文で掲げる「全部取得条項付種類株式を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によって、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる」を「この場合」で提示して、以下それに対する付加的な規定を述べている。「場合においては」は前の条文で規定されている事項を受けて、それを条件として提示する場合に使われている。

次に、「場合において」について考察を行う。「場合において」は「商法」に14例、「会社法」に413例、計427例見られ、主に「ときは」が構成する条件文の中に用いられている。しかし、中村（2014）の「『場合において』の用例がすべて『とき』が構成する条件表現の中に用いられている」という指摘とは異なり、ほかの条件表現と共に起していないものも110例見られる。それらの用例は主に前提条件として使用されている。たとえば「商法」の第三条2の「当事者の一方が二人以上ある場合」は以下の「その一人のために商行為となる行為」の前提となっていると言えよう。

また、110例のうち、87例が次の「会社法」第八百十七条のように、「この場合において」という形式で使用されている。「この場合においては」と比較すると、両方とも前の条文で規定されている事項を受けて、それを条件として提示する場合に使われているが、「この場合において」は限定の意味が弱いと考えられる。

商法 第三条 2 当事者の一方が二人以上ある場合において、その一人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

会社法 第八百十七条 外国会社は、日本において取引を継続してしようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

4.2.3 「場合を除き」と「ときを除き」

「場合を除き」という形式は、「商法」に3例、「会社法」に57例で、計60例見られる。用例を以下に示す。

会社法 第三百四十八条 2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

「会社法」第三百四十八条2は「定款に別段の定めがある場合」という状況を例外として、「取締役が二人以上ある」という条件のもとでは、通常「株式会社の業務は取締役の過半

数をもって決定する」ことが成立するという意味を表している。「場合を除き」はある事情を例外とする場合に使用されている。また、60例のうち、他の条件表現と併用しているものが29例見られる。

一方、「ときを除き」が5例と少なく、しかもそのうちの3例が「場合には」が構成する条件文の中に使用されている。「ときを除き」の用法は「場合を除き」とほぼ同様である。例文を以下に示す。

会社法 二百九十八条 4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

4.2.4 「場合に限り」と「ときに限り」

「場合に限り」は「会社法」には21例見られるが、「商法」には1例しか見当たらない。用例を以下に示しておく。

会社法 第四百六十条 2 前項の規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する。

「会社法」第四百六十条2は、「前項の規定による定款の定めは、法務省令で定める要件に該当しなければ、その効力を有しない」という裏の意味を包含している。「法務省令で定める要件に該当する」は「譲渡すること」の成立の必要十分条件と言える。「場合に限り」はある状況を限定して、後件の事態成立の必要十分条件とする表現であると考えられる。

一方、「ときに限り」は「商法」には1例も見当たらない。「会社法」には2例見られるが、2例とも「場合には」が構成する条件表現の中に用いられている。

4.2.5 慣用的な文型

「場合は」という形式が「商法」の条文に見当たらないが、「会社法」には106例見られ、すべて「ただし、～、この限りでない」という文型の中に使用されている。一方、「ただし、～、この限りでない」が「ときは」と併せ用いられているものが、「商法」に7例、「会社法」に71例で、計78例見られる。

会社法 第一百六十二条 第一百六十条第二項及び第三項の規定は、株式会社が株主の相続人その他の一般承継人からその相続その他の一般承継により取得した当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

会社法 第十八条の二 譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

また、「ただし、～、この限りでない」という文型が使用されている文例の半分以上は、「会社法」第十八条の二と第百六十二条のように、前文にも条件表現が用いられている。前文にある状況を仮定していて、その条件のもとで、以下、どう対処するかが述べられている。後に来ている「ただし、～ときは、この限りでない」はある例外的な状況を提示して、前文の規定を適用しないことを示している。

次に、「会社法」と「商法」の条文には「～、適用しない」という文型もしばしば見られる。条件形式「場合には」と併せ用いられているものが49例である。それに対して、「ときは」と共起しているものは5例と少なく、5例とも第百六十一条のように、「場合において」が構成する条件表現の中に用いられている。

会社法 第百六十五条 第百五十七条から第百六十条までの規定は、株式会社が市場において行う取引又は金融商品取引法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法（以下この条において「市場取引等」という。）により当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。

会社法 第百六十一条 前条第二項及び第三項の規定は、取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、適用しない。

「～場合には／ときは、適用しない」は前の条文の規定に対する除外例を提示する場合に使用されている。

「ただし、～、この限りでない」と「～、適用しない」の2文型とも、「とき」より、「場合」との共起のほうが頻繁である。例外的な状況を取り上げて、対比したりするときは、「場合」が用いられる傾向があると指摘できよう。

4.3 「ば」について

「ば」が構成する条件文には、「なければ」「すれば」「あれば」の3つの形式が見られる。そのうち、「なければ」が最も多く使用されており、後件の「ない」と共起することが多い。「なければ」については、田中（2004）は「『なければ』は『ないと』『なかったら』と等

しい機能を担うほかに、『なければならぬ』という義務を内包しながら、あえて言表化せずにその結果事態を述べるものである。」と指摘している。「会社法」第百二条の二2は田中（2004）で指摘しているように、「第三者に対抗するには、商号の譲渡は、登記をしなければならない」という意味を包含しているが、それを言表せずに「商号の譲渡は登記しないと、第三者に対抗することはできない」という結果事態を述べている。「登記すること」は「第三者に対抗する」ことが成立するための欠かせない条件と言えよう。商法においては、「なければ」はある状況を成立させる「必要条件」を提示するときに使用されていると指摘できよう。

「すれば」の用例はすべて第九百十五条3のように「すれば足りる」として用いられている。「あれば」は2例見られるが、2例とも「ときは」が構成する条件文の中に使用されている。

商法 第十五条2 前項の規定による商号の譲渡は、登記をしなければならない、第三者に対抗することができない。

会社法 第九百十五条3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事由による変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。

会社法 第八百二十条 外国会社の登記をした外国会社は、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の全員が退任しようとするときは、当該外国会社の債権者に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べるができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4.4 条件表現の併用

一文の中に条件表現が重複して現れてくるものがしばしば見られる。本稿ではそれらを第一の条件表現で分類して、その組み合わせと用例数を以下の表4に示す。

表4を見ると、まず「場合において」と「ときは」と併用している用例が圧倒的に多いという傾向が見られる。また、中村（2014）があげられている2重条件だけでなく、「場合において」の用例には、3つの条件表現が重なるものも11例見られる。一文の中で、「場合において」と「場合には」はほかの条件表現と併用するときは、常に第一の条件に使用されている。「ときは」は「場合において」と併用するとき、第二の条件に使用されているのに対して、「ば」が構成する条件表現、「場合を除き」の2つの表現と併用されるときは、常に先行している。一方、「ば」が構成した条件表現、「場合を除き」、「場合に限り」の3つの表現が常に第二の条件表現または第三の条件表現に使用されている。

表4 重複して現れる条件表現の使用状況

形式	併用するもの	商法	会社法	計
場合には	場合を除き	0	10	10
	ときを除き	0	3	3
	ときに限り	0	2	2
	～ば	0	16	16
場合において	ときは	7	302	309
	ときは＋場合を除き	1	2	3
	ときは＋～ば	1	7	8
	～ば	0	1	1
ときは	場合を除き	0	10	10
	～ば	1	11	12

4.4.1 「場合には」とほかの条件表現との併用

中村（2014）では、一文の中に、「場合には」とほかの条件表現と併用されるものが見当たらない。その原因は「場合には」の「は」が、その場合に事柄を限定することにあると指摘されている。それと異なって、「会社法」には「場合には」と、「場合を除き」「ときを除き」「ときを除き」「～ば」の4つの条件表現との併用が見られる。一方、「場合には」と「ときは」と併用するものが見当たらない。両者とも限定の意味が強いからであろう。

まず、「場合を除き」と「ときを除き」の2つの形式と併用する用例を考察していく。その用法としては、大まかにある状況を限定していて、その状況のもとで、起こりうる特別な状況を除外して提示している。たとえば、「会社法」第四百八十二条2は、「清算人が二人以上ある」という状況を限定していて、「款に別段の定めがある」という特別な状況を除外して、「清算株式会社の業務は清算人の過半数をもって決定する」、と解される。

会社法 第四百八十二条2 清算人が二人以上ある場合には、清算株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

次に、「～ば」と重なって用いられている用例をみていく。「会社法」第六百八条5では「場合には」は大まかに「第一項の一般承継人が二人以上ある」という条件を想定していて、「なければ」は具体的に「各一般承継人は、承継した持分についての権利を行使する者一人を定めるという状況を仮定して、そういう状況でないなら、当該持分についての権利を行使することができない」と述べているのである。「場合には」と「ば」と併用しているときは、この2つの表現は抽象と具体との関係と指摘できよう。

会社法 第六百八条5 第一項の一般承継人（相続により持分を承継したものに限り。）が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利を行

使用する者一人を定めなければ、当該持分についての権利を行使することができない。

ただし、持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

さらに、「場合には」と「ときに限り」と併用する場合も具体と抽象との関係が見られる。「場合には」は大まかに、ある条件を想定しているのに対して、「ときに限り」は具体的な状況を仮定して、それを限定して提示している。

会社法 第百九十七条5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、登録株式質権者がある場合には、当該登録株式質権者が次のいずれにも該当する者であるときに限り、株式会社は、第一項の規定による競売又は第二項の規定による売却をすることができる。

4.4.2 「場合において」とほかの条件表現との併用

「場合において」とほかの条件表現との併用が321例見られる。そのうち、「ときは」と併用しているものがもっとも多く、309例であり、いずれも「場合において」が先行している。

中村（2014）は「場合」と「とき」との併用について、「場合」と「とき」とは、「場合」が先行して大きく捉えているのに対して、「とき」は、それに続いて、より具体的に捉えられる事柄を仮定している」と述べている。商法においても、同じ傾向が見られる。たとえば、

商法 第五百三十四条 各当事者は、いつでも交互計算の解除をすることができる。この場合において、交互計算の解除をしたときは、直ちに、計算を閉鎖して、残額の支払を請求することができる。

は「この場合において」を用いて、「各当事者は、いつでも交互計算の解除をすることができる」という前提条件を提示して、以下、解除したことを想定して、どう対処するかについて具体的に述べている。

会社法 第四百二十五条5 第一項の決議があった場合において、当該役員等が前項の新株予約権を表示する新株予約権証券を所持するときは、当該役員等は、遅滞なく、当該新株予約権証券を株式会社に対し預託しなければならない。この場合において、当該役員等は、同項の譲渡について同項の承認を受けた後でなければ、当該新株予約権証券の返還を求めることができない。

は「当該役員等は当該新株予約権証券を株式会社に対し預託する」を前提条件として提示し、同項の譲渡について同項の承認を受けた後でないなら、当該新株予約権証券の返還を求めることができないと述べているのである。

また、「場合において」の用例には、二重条件表現だけでなく、3つの条件表現が重なっているものも以下の2例見られる。2例とも第二の条件表現に「とき」が使用されている。また、「なければ」と「場合を除き」は第三の条件に用いられている。第七百八十三条4の「場合において」は大まかに前提条件を提示して、「ときは」はそれに続いて具体的な事柄を仮定して、その条件のもとで、「吸収合併又は株式交換は、当該持分等の割当てを受ける種類の株主の全員の同意がないなら、その効力を生じない」と述べている。

会社法 第七百八十三条 4 吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価等の全部又は一部が持分等であるときは、吸収合併又は株式交換は、当該持分等の割当てを受ける種類の株主の全員の同意がなければ、その効力を生じない。

会社法 第五百十四条 裁判所は、特別清算開始の申立てがあった場合において、特別清算開始の原因となる事由があると認めるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、特別清算開始の命令をする。

4.4.3 「ときは」とほかの条件表現との併用

「ときは」とほかの条件表現の併用は「ときは+場合を除き」「ときは+～ば」の2つの形式が見られる。その用法と傾向は「場合には」とほぼ同様であり、「ときは」は大まかにある条件を想定しているのに対して、第二の条件表現は具体的な状況を仮定して、それを限定して提示している。2つの条件は抽象と具体との関係であろう。

会社法 第六百八十四条 3 社債発行会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

会社法 第二百三十七条 新株予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該新株予約権についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該新株予約権についての権利を行使することができない。

5. 文語体の条文における条件表現

文語体の条文における条件表現の使用状況について、「商法」の541条～629条及び684条～851条を対象にして、考察を行う。

文語体の条文では、「トキ」「場合」「バ」の3つの条件表現が見られる。「トキ」は「トキハ」という形式しか見当たらず、165例である。「場合」は「場合ニ於テハ」(46例)、「場

合ニ於テ」(47例)、「場合ヲ除ク外」(6例)の3つの形式が見られ、計99例である。「バ」は27例であり、すべて「非サレハ」という形式で使用されている。

まず、「トキ」について考察する。「商法」の口語化された条文と同じく「トキハ」という形で使用されているが、「会社法」に見られる「ときを除き」「ときに限り」の2形式が見当たらない。この2つの形式が「会社法」の特有の形式と考えられる。

そこで、口語体の「ときは」の分類を参考にし、上接語で「トキハ」を分類して、以下の表5に示す。また、それに対応する口語体の上接語を()の中に示す。

表5 「トキハ」の上接語

上接語	数
辞書形(辞書形)	37
タル(タ形)	103
～サル(～ない)	18
ナキ(ない)	3
～サリシ(なかった)	4
計	165

表にあるように、文語体「トキハ」の上接語の使用傾向は「商法」の口語体の「ときは」とほぼ同じく、タ形がもっとも多用され、それに次いで、辞書形が2位となる。それに対して、「会社法」では辞書形が圧倒的に多い。

商法 第五百六十一条 運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得

商法 第六百十三条 質入証券ノ所持人ハ先ツ寄託物ニ付キ弁済ヲ受ケ尚ホ不足アルトキハ其裏書人ニ対シテ不足額ヲ請求スルコトヲ得

「トキハ」は口語体の「ときは」と同様であり、あることが発生したとき、どう対処するかを述べる前提として想定するという表現である。第五百六十五条は「運送取扱人が運送品を運送人に引渡したとしたら、そのときは、直ちに其報酬を請求することができる」と解される。

次に、「場合」について考察する。「場合ニ於テハ」、「場合ニ於テ」、「場合ヲ除ク外」の3つ形式が見られるが、口語体の「商法」と「会社法」に使用されている「場合には」「場合を除き」「場合に限り」及び「会社法」に見られる「場合は」は見当たらない。

まず、「場合ニ於テハ」の上接語を以下の表6に示す。また、その上接語に対応する口語体の上接語を()の中に示す。

表6 「場合ニ於テハ」の上接語

上接語	数
辞書形（辞書形）	6
タル（タ形）	11
～サリシ（～なかった）	1
～ノ（の）	13
此（この）	15
計	46

「場合ニ於テハ」は第七百五十四条のように「此」に下接しているときは、口語体の「この場合において」と同じく、前文で掲げる状況を「此場合」で取り上げ、その状況を限定して提示する場合に用いられている。しかし、口語体の「商法」及び「会社法」と異なるのは「場合ニ於テハ」の前接語は「此」だけでないという点である。「場合ニ於テハ」は「此」以外の語に下接する場合、「場合には」の用法と同じく、ある状況を想定して、その状況を限定して提示する。「商法」の口語体の「場合には」は文語体の「場合ニ於テハ」から訳されたのではないかと考えられる。

商法 第七百五十四条 荷受人カ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ之ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

商法 第七百八十七条 旅客運送ヲ為ス為メ船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ船舶所有者ト傭船者トノ関係ニ付テハ前節第一款ノ規定ヲ準用ス

「場合ヲ除ク外」は「場合を除き」の用法と同様であり、仮定した状況を除外して提示する表現である。第五百五十九条〇2は「運送取扱人には本章に別段の定めがない場合には、問屋に関する規定に準用する。」と言い換えられよう。

商法 第五百五十九条〇2 運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外問屋ニ関スル規定ヲ準用ス

文語体条文の「バ」がすべて第七百七十九条のように「非サレハ」という形式で使われている。口語体の「なければ」の用法と同様と考えられる。ただし、「会社法」に見られる「あれば」「すれば」の2つに対応する形式が見当たらない。

商法 第七百七十九条 旅客カ契約ニ依リ船中ニ携帯スルコトヲ得ル手荷物ニ付テハ船舶所有者ハ特約アルニ非サレハ別ニ運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス

重なって現れる条件表現について考察すると、「場合ニ於テ」は「トキハ」と併用しているものが最も多く、15例である。それに次いで、「トキハ」と「非サレハ」と重なるも

のも4例見られる。これは「商法」の口語体と傾向が同様であるが、口語体と異なるのは、「場合ニ於テハ」の用例では「トキハ」と併用しているものも1例見られるという点である。

商法 第五百五十九条〇2 前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫業者カ預証券ノ所持人、若シ其所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ対シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス

6. おわりに

本稿では、「商法」と「会社法」における条件表現の用法と傾向について以下の点を明らかにした。

1. 口語化された「商法」と「会社法」では、「とき」「場合」「ば」の3つの条件表現が用いられている。「会社法」において、「とき」と「場合」が両方とも多用されているのに対して、「商法」においては、「場合」は「とき」の半分にも至らない。「場合には」「場合において」「場合においては」「場合を除き」「場合に限り」「ときは」「なければ」の7つの形式が「商法」と「会社法」に両方とも用いられているが、「場合は」「ときを除き」「ときに限り」「すれば」「あれば」の5つの形式は「会社法」にしか見当たらない。そのうち、「ときは」が圧倒的に多く、「場合には」と「場合において」も多用されている。
2. 「ときは」と「場合には」は主に「仮説的な条件を表す」用法と「起こる可能性の高い状況を限定して提示する」用法で使用されている。しかし、「場合には」は「ときは」と異なって、条文に掲げる事情と規定を前提条件として提示する場合がある。
3. 「場合においては」は常に「この場合においては」の形で、前の条文に述べられている状況を限定して提示する場合に用いられている。一方、「場合において」は主に「とき」が構成する条件表現の中で使用されている。
4. 「場合を除き」と「ときを除き」は仮定した状況を例外とする表現である。「場合に限り」はある状況を限定して、後件の事態成立の必要十分条件とする表現である。
5. 例外的な状況を取り上げて対比したりする場合、または条文に掲げる事情と規定を前提条件として提示する場合は、「とき」より「場合」を用いる傾向がある。
6. 「なければ」は後件の「ない」と共起して、ある状況を成立させる「必要条件」を提示する場合に用いられている。
7. 「場合には」と「場合において」はほかの条件表現と重なるとき、常に第一の条件に使用されている。一方、「とき」は「場合において」と併用するとき、第二の条件に使

用しているのに対して、「～ば」、「場合を除き」の2つの表現と併用しているときは、常に先行している。「～ば」、「場合を除き」、「場合に限り」の3つの表現が常に第二の条件表現または第三の条件表現に使用されている。

8. 「商法」の文語体の条文における条件表現は「トキ」「場合」「バ」の3つの形式が見られる。「トキハ」の用法は口語体の「ときは」と同様である。「場合ニ於テ」は口語体の「場合において」に対応し、「場合ヲ除ク外」は「場合を除き」に対応する。「場合ニ於テハ」は「此」に下接するときは、「この場合においては」に対応するが、「此」以外の語に接続するときは、口語体の「場合には」に対応する。「バ」は「非サレハ」という形式で使用されており、口語体の「なければ」の用法と同様である。

本稿は「商法」と「会社法」における条件表現の使用状況をある程度明らかにした。しかしながら、「商法」は1899年（明治32年）の制定以降、大規模、小規模の改正を重ねて現在に至っており、現在の「商法」における条件表現の使用傾向は制定のときのままなのか、それとも改正に伴って変わってきたのか、また「商法」と「会社法」との条件表現の使用傾向の違いは法律の性質によるものなのか、それとも「商法」の制定が100年以上前であることに関わるのか、考察すべき項目がまだ多く残っている。今後、新「商法」と明治32年の「商法」と対比して、商法における条件表現の用法についての考察を深めたい。

注

- (1) 『商法』（明治三十二年法律第四十八号）総務省法令データ提供システム：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M32/M32HO048.html> 最終改正：平成二六年六月二七日法律第九一号
『会社法』（平成十七年七月二十六日法律第86号）総務省法令データ提供システム：
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO086.html> 最終改正：平成二八年六月三日法律第六二号

参考文献

- 庵功雄他（2000）『初級を教える人のための 日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク
伊藤真（2015）『伊藤真の商法入門 第5版』日本評論社
市川保子（2007）『中級日本語文法と教え方のポイント』スリーエーネットワーク
塩入すみ（1995）「トキとトキニとトキ（二）ハ一時を表す従属節の主題化形式と非主題、化形式一」『日

本語類義表現の文法（下）』くろしお出版.

中村幸弘（2014）『日本国憲法の日本語文法』右文書院

日本語記述文法研究会（2008）『現代日本語文法 6 第11部 複文』くろしお出版

田中寛（2004）「レバ条件文における文脈的な機能－論理関係と節末・文末表現に注目して－」『語学教育論叢』23号 p167－190

益岡隆志（1993）「日本語の条件表現にいて」『日本語の条件表現』くろしお出版

益岡隆志・野田尚史・森山卓郎（1996）『日本語文法の新地平 3－複文・談話編』くろしお出版

益岡隆志（1997）『複文』くろしお出版

